

甲州市公告第47号

公募型プロポーザル方式による業務受託者募集の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による業務受託者を募集する。

令和6年12月26日

甲州市長 鈴木 幹夫



1 業務名

甲州市統合内部情報システム導入及び保守業務

2 業務目的

本市では、現在「財務会計システム」、「人事給与システム」及び「文書管理システム」を利用しているが、その他の内部情報系システムや統合された決裁基盤は導入されていないため、行政事務の改善余地は多く存在している。

今般の財政状況が厳しさを増すなか、引き続き質の高い行政サービスを提供していくためには、事務効率を改善する必要があると考えられる。

行政事務の効率化と情報の共有化により、電子決裁基盤によるペーパーレス化と迅速化を図り、将来的には働きかた改革を実現することを目的とする。

3 履行期間

(1) 導入業務

契約締結日翌営業日から令和8年2月28日までとする。

(2) 運用保守業務

令和8年3月1日から令和13年2月28日

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 甲州市競争入札参加資格審査登録事業者に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第1677条の4第1項各号のいずれの規定に該当しないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 山梨県、甲州市又は県内他市町村の指名停止を受けていないこと。
- (5) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (6) 次に掲げるシステム規格を1つ以上所有していること。
- ・ 情報セキュリティマネジメントシステム ISMS (ISO/IEC 27001:2013)
  - ・ 品質マネジメントシステム ISO9001 (ISO9001:2017)
  - ・ プライバシーマーク：一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定
- (7) 山梨県内、又は近隣において、本社、支社、又は協力会社の営業所等を有し、その保守・運用拠点から本市までに3時間程度にて到着できること。ただし、障害時においては、60分以内にて一時切り分け（リモート保守）ができること。また、保守担当者を複数名派遣できる体制が構築できること。
- (8) 自治体における内部情報系システムの導入実績を有し、本市と同規模かつ10万人以下の自治体における内部情報系システムの構築及び保守運用の実績を有すること。

## 5 手続き

甲州市統合内部情報システム導入及び保守業務公募型プロポーザル実施要領のとおりとし、実施要領は甲州市ホームページで公表する。

## 6 担当部署

甲州市役所総務課デジタル推進担当 担当者（武井、市川）  
〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1  
TEL：0553-32-2111（代表）  
0553-32-3700（直通）  
FAX：0553-32-1818（代表）  
メールアドレス：jouhou@city.koshu.lg.jp